

| | |
|---------------|--|
| 伏見区役所福祉部福祉介護課 | 伏見区役所福祉部支援課並びに伏見区役所 深草支所福祉部福祉介護課及び同部支援保 護課 |
|---------------|--|

第1条第6項を同条第8項とし、同項の次に次の4項を加える。

- 9 区役所又は区役所支所の福祉部福祉介護課（以下「福祉介護課」という。）に属する職員（家庭奉仕員を除く。）は、その職にある間、辞令を用いることなく、その属する区役所又は区役所支所の福祉部支援課又は同部支援保護課の職員に兼職されたものとみなす。
- 10 区役所又は区役所支所の福祉部支援課又は同部支援保護課（以下「支援課等」という。）に属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、その属する区役所又は区役所支所の福祉部福祉介護課の職員に兼職されたものとみなす。
- 11 福祉介護課に属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、その属する区役所又は区役所支所の福祉部保険年金課の職員に兼職されたものとみなす。
- 12 区役所又は区役所支所の福祉部保険年金課（以下「保険年金課」という。）に属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、その属する区役所又は区役所支所の福祉部支援課又は同部支援保護課の職員に兼職されたものとみなす。

第1条中第5項を第7項とし、第1項から第4項までを2項ずつ繰り下げ、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

区役所又は区役所支所の区民部総務課（以下「総務課」という。）に属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、その属する区役所又は区役所支所の区民部まちづくり推進課の職員に兼職されたものとみなす。

- 2 区役所又は区役所支所の区民部まちづくり推進課（以下「まちづくり推進課」という。）に属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、その属する区役所又は区役所支所の区民部総務課の職員に兼職されたものとみなす。

第2条第7項中「前条第7項」を「前条第13項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「前条第6項」を「前条第8項」に改め、同項第1号中「区役所又は区役所支所の福祉部福祉課又は同部福祉保護課」を「福祉介護課」に、「日常生活を営むのに支障がある身体障害者に対する援助」を「児童福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法による居宅介護の提供」に改め、同項第2号中「区役所又は区役所支所の福祉部長寿社会課」を「支援課等」に改め、「高齢者」の右に「、身体障害者及び知的障害者」を加え、同項を同条第8項とし、同項の次に次の4項を加える。

9 前条第9項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、次に掲げる事務に従事させる。

- (1) 高齢者の福祉に係る支援に関する事。ただし、福祉事務所の所管に属するものを除く。
- (2) 高齢者保健福祉相談窓口に関する事。
- (3) 障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当の受給資格の認定及び現金による支払に関する事。

10 前条第10項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、次に掲げる事務に従事させる。

- (1) 介護保険法施行令第9条第1項に規定する合議体に関する事。
- (2) 京都市老人医療費支給条例、京都市重度心身障害者医療費支給条例、京都市母子家庭等医療費支給条例及び京都市乳幼児医療費支給条例による医療費の受給資格等の認定、支払、支給の制限及び不正利得の返還に関する事。

11 前条第11項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、次に掲げる事務に従事させる。

- (1) 老人保健法による医療の受給資格の認定、医療費及び高額医療費の支払並びに

不正利得（医療の制限及び保険医療機関等に係るものを除く。）の徴収に関する
こと。

(2) 老人保健法による医療の給付に係る一部負担金に関すること。

12 前条第 12 項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、次に掲げる事務
に従事させる。

(1) 児童扶養手当の認定の請求、届出等の受理及びそれらの請求及び届出に係る事
実についての審査に関すること。

(2) 児童扶養手当証書の交付及び記載事項の訂正（本市の区域内における住所の変
更に係るものに限る。）に関すること。

(3) 児童扶養手当の受給資格の有無及び額の決定に必要な事項に関する調査に関
すること。

(4) 児童扶養手当の支給に関する処分に必要な資料及び報告の要求に関すること。

(5) 特別児童扶養手当（区長に権限が委任されたものに限る。）に関すること。

第 2 条第 5 項中「前条第 5 項」を「前条第 7 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、
同条第 4 項中「前条第 4 項」を「前条第 6 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条
第 3 項各号列記以外の部分中「前条第 3 項」を「前条第 5 項」に改め、「の各号」を
削り、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「前条第 2 項」を「前条第 4 項」に改め、
同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項各号列記以外の部分中「前条第 1 項」を「前条第
3 項」に改め、「の各号」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条に第 1 項及び第 2 項
として次の 2 項を加える。

前条第 1 項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、次に掲げる事務
（区役所支所の職員にあっては、第 5 号に掲げる事務を除く。）のうち、まちづく
り推進課の事務として区長（区役所支所にあっては、支所長。次項において同じ。）
が指定するものに従事させる。

- (1) 区基本計画
- (2) 区民のまちづくり活動の支援
- (3) 地域振興
- (4) 広報及び広聴
- (5) 区行政連絡協議会

2 前条第2項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、前項各号（区役所支所の職員にあっては、第5号を除く。）に掲げる事務（まちづくり推進課の事務として区長が指定するものを除く。）に従事させる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(総務局人事部人事課)